日銀業第３９４号
２０２６年１１月６日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者　御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正等に関する件

個人向け国債の販売対象が拡大されることとなったこと等に伴い、標記規程（平成１５年１月９日付日銀業第４号別紙２）の一部を別紙１．のとおり改正し、２０２６年１２月７日から実施するとともに、別紙２．のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

以　上

別紙１．

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

○　第二十四条第三項の次に次の第四項を加える。

４　第二十二条第二項若しくは第四項又は前条第七項若しくは第九項の規定により参加者が日本銀行から支払を受けた振決国債の元利金の配分額について、規程第七十三条第二項の規定により参加者がその顧客に配分しなければならない金額と差額が生じた場合においても、参加者は日本銀行に対しその精算を請求しないものとする。

○　第四十一条第三項を横線のとおり改める。

３　参加者は、四半期末において自己の参加者口座（供託口及び執行等口を除く。）の預り口、自己口Ⅱ又は自己口Ⅳに振決国債~~（個人向け国債を除く。）~~の記載又は記録がされている場合には、四半期末現在における当該振決国債の業態別の内訳額について、その翌月十五日までに、国債振替決済業態別内訳額報告表（第十八号書式）を日本銀行の本店に提出する。

○　第十六号書式の（備考）５．を横線のとおり改める。

５．「利付国債合計」欄の「利子額」は、日本銀行から配分を受けた利付国債の利子額（税込額）と一致させる。この場合において、日本銀行から配分を受けた利子額（税込額）と顧客等への支払額（税込額）とが異なるときは、~~その差額~~前者から後者を減じた金額を「調整額」欄に記入する。

○　第十八号書式の（備考）２．を横線のとおり改める。

２．~~個人向け国債以外の~~振決国債（供託口及び執行等口に記載又は記録がされているものを除く。）を対象とし、その国債の名称ごとの業態別の内訳額及び分離利息振決国債の業態別の内訳額を記入する。ただし、分離適格振決国債（「利付国庫債券（何年）」又は「クライメート・トランジション利付国

庫債券（何年）」）の内訳額と分離元本振決国債（「元利分離国庫債券（何年）」若しくは「分離国（何年）」又は「元利分離クライメート・トランジション国庫債券（何年）」若しくは「ＧＸ分離国（何年）」）の内訳額とはそれぞれ別に記入する。

別紙２.

経過措置

○　国債振替決済制度参加者が、２０２６年１２月以前に配分を受けた元利金について「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」（「国債振替決済制度に関する規則」第十六号書式）を提出する場合には、本件による改正前の書式によるものとする。

○　国債振替決済制度参加者が、２０２７年１月に振決国債の業態別の内訳額について「国債振替決済業態別内訳額報告表」（「国債振替決済制度に関する規則」第十八号書式）により行う報告については、なお従前の例による。